

政令第百九号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第百二十五条、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第四項（同法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）及び同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正す

る。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の二第一項中「、第二号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第四十三条第四項中「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当」を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「三・五パーセント」を「三・九パーセント」に、「一・七パーセント、同年四月から令和九年三月まで」を「四・三パーセント、同年四月から令和九年三月まで」に、「二パーセント、同年四月から令和十一年三月まで」を「四パーセント、同年四月から令和十六年三月まで」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第一項中「令和六年四月分」を「令和七年四月分」に、「令和五年五月三十一日」を「令和六年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年六月一日」を「令和六年六月一日」に、「五・〇一六」を「五・一一二」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号）第二条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百九号）第三条」に、「令和四年六月一日」を「令和五年六月一日」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等

共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項の表令和七年四月から令和八年三月までの項中「一・七パーセント」を「四・三パーセント」に改め、同表令和八年四月から令和九年三月までの項中「二パーセント」を「四パーセント」に改め、同表令和九年四月から令和十一年三月までの項中「令和十一年三月」を「令和十六年三月」に、「二・一パーセント」を「三・八パーセント」に改める。

（令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第五条 令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

本則中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、本則の表中「一・二七三」を「一・二九七」に、

「一・二八四」を「一・三〇八」に、「一・三二三」を「一・三三八」に、「一・三一九」を「一・三四四」に、「一・三三五」を「一・三五〇」に、「一・三三五」を「一・三六〇」に、「一・三四六」を「一・三七二」に、「一・三四七」を「一・三七三」に、「一・三五二」を「一・三七八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2 令和七年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の

例による。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うほか、令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額及び脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うとともに、令和七年度における地方議会議員であつた者に係る旧退職年金等の年金額の改定等を行う必要があるからである。